

産業廃棄物処理計画書

2024年 05月 16日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県磐田市国府台63-2

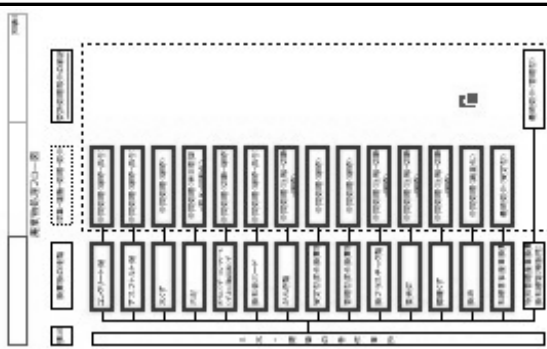
氏名 平野建設株式会社

代表取締役 平野 弘和

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

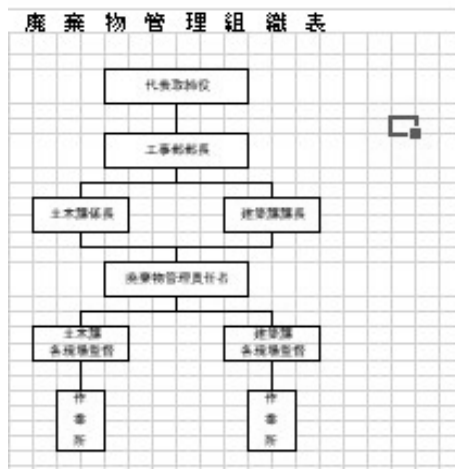
電話番号 0538 - 32 - 8288

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	平野建設株式会社		
事業場の所在地	静岡県	磐田	市 国府台63-2
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	完成工事高 12億円		
③ 従業員数	44名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	コンクリート破片	1,894.680 t
	アスファルト・コンクリート破片	196.540 t
	廃プラスチック類	7.525 t
	建設工事の木くず	95.115 t
	建設工事の繊維くず	0.058 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	31.600 t
	石膏ボード	31.100 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	93.980 t
	管理型建設混合廃棄物	38.870 t
	蛍光灯	0.015 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	5.180 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.500 t
	(これまでに実施した取組) ・ 特になし。	
【目標】	産業廃棄物の種類	排出量
	コンクリート破片	1,800.000 t

②計画	アスファルト・コンクリート破片	190.000 t
	廃プラスチック類	7.000 t
	建設工事の木くず	90.000 t
	建設工事の繊維くず	0.050 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	30.000 t
	石膏ボード	30.000 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	90.000 t
	管理型建設混合廃棄物	30.000 t
	蛍光灯	0.010 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	5.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。	
	産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各作業所において、産業祭器物の分別を徹底させる。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き分別の徹底を図り、混合廃棄物の削減に努める。	

		0.000 t	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組) ・今後も自ら利用を行う計画はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		(これまでに実施した取組) ・自社で中間処理を行ったことがない。	
	【目標】		
産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
	0.000 t	0.000 t	
	0.000 t	0.000 t	
	0.000 t	0.000 t	
	0.000 t	0.000 t	
	0.000 t	0.000 t	

②計画		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も自社で中間処理を行う計画はない。		

	0.000 t
	0.000 t
(今後実施する予定の取組) ・今後も埋めてた処分又は海洋投入処分を実施する予定はない。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
コンクリート破片	114.750	1,779.930	0.000	0.000	1,894.680
アスファルト・コンクリート破片	6.000	190.540	0.000	0.000	196.540
廃プラスチック類	7.455	0.070	0.000	0.000	7.525
建設工事の木くず	0.000	95.115	0.000	0.000	95.115
建設工事の繊維くず	0.000	0.058	0.000	0.000	0.058
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	31.500	0.100	0.000	0.000	31.600
石膏ボード	30.000	1.100	0.000	0.000	31.100
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	89.540	4.440	0.000	0.000	93.980
管理型混合廃棄物	38.870	0.000	0.000	0.000	38.870
蛍光灯	0.015	0.000	0.000	0.000	0.015
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	2.220	2.960	0.000	0.000	5.180
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.500	0.000	0.000	0.000	2.500
(これまでに実施した取組)					

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 処理業者と委託契約を締結するにあたって、許可証の確認を行う。・ 電子マニフェストの利用を徹底する。 |
|--|--|

【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	コンクリート破片	100.000	1,700.000	0.000	0.000	1,800.000
	アスファルト・コンクリート破片	10.000	180.000	0.000	0.000	190.000
	廃プラスチック類	7.000	0.000	0.000	0.000	7.000
	建設工事の木くず	0.000	90.000	0.000	0.000	90.000
	建設工事の繊維くず	0.050	0.000	0.000	0.000	0.050
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	30.000	0.000	0.000	0.000	30.000
	石膏ボード	30.000	0.000	0.000	0.000	30.000
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	90.000	0.000	0.000	0.000	90.000
	管理型建設混合廃棄物	30.000	0.000	0.000	0.000	30.000
	蛍光灯	0.010	0.000	0.000	0.000	0.010
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	5.000	0.000	0.000	0.000	5.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.000	0.000	0.000	0.000	2.000
	（今後実施する予定の取組） ・引き続き電子マニフェストによる管理を行う。 ・処理業者と新規の委託契約を締結する前には、許可証の確認及び現地確認を行う。また継続的に取引を行う業者（優良認定業者はサイト等で確認）にも、年1回の現地確認を行う。					
	※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。